HTLV-1相談と抗体検査

HTLV-1に関する相談については、最寄りの保健所や医療機関等で対応しております。 詳細については、関連サイト【HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス-I型)に関する情報/ HTLV-1相談・医療機関検索(厚生労働省)】をご参照下さい。

* 妊婦の方については、お住まいの保健センター等へご相談ください。

また、相談の中で検査を要する対象者※1に対し、府保健所では平成25年5月から HTLV-1の抗体検査(スクリーニング検査及び確認検査※2)を開始します。 詳細については最寄りの府保健所にお問い合わせ下さい。

※1 対象者

- ・両親、配偶者、血縁のある祖父母・兄弟姉妹等がHTLV-1のキャリアである者
- 1986年11月以前に、輸血を受けたことがある者 等

※2 確認検査

HTLV-1感染の有無を確定するために確認検査を行いますが、現在の検査方法では判定保留(感染しているかどうかわからない)となる場合もありますので、ご了解の上お受け下さい。